

文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業

「歴史文化基本構想に係る評価と今後の在り方」に関する調査①

歴史文化基本構想策定済みの先行事例に対する類型化のための基礎調査

平成 30 年 3 月

文化庁

目次

1.目的1
2.調査対象1
3.調査方法1
4.ヒアリングの実施2
7.ヒアリングシート（案）の検討3
8.ヒアリング結果のまとめ4

1.目的

平成 19 年（2007）に文化審議会文化財分科会企画調査会報告書において、歴史文化基本構想（以下、基本構想）策定の重要性が提言されてから 10 年が経過し、現在までに 63 自治体において基本構想が策定された。

基本構想は、政府目標である文化財を中核とする観光拠点 200 箇所の整備や、日本遺産認定、地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本的な計画（仮称）策定のベースとなるものである。

本業務では、今後の観光振興・まちづくり政策の展開に向けて、基本構想のこれまでの成果、制度自体が持つ課題や、自治体が制度を運用する際の課題をヒアリング調査から明らかにし、その分析を通じて今後の基本構想の在り方を検討するにあたって、歴史文化基本構想策定済みの先行事例に対する類型化のための基礎調査を行うことを目的とする。

2.調査対象

調査対象は、以下である。

- 小浜市・若狭町（福井県）
- 韮崎市（山梨県）
- 尾道市（広島県）

3.調査方法

ヒアリング調査は、担当者へのインタビュー形式で行った。

4.ヒアリングの内容

調査官より示されたヒアリング項目は以下である。

- Q1. モデル事業への申請の経緯（背景や当時抱えていた課題など）
- Q2. 歴史文化基本構想策定後の短期的（2-3年）な効果と長期的（10年）な効果
- Q3. 他部局との連携
- Q4. 歴史文化基本構想策定後（これからの計画も）の文化観光やまちづくり、教育、福祉等への展開（観光、歴まち法、日本遺産、収益を生むような仕組み、その他）
- Q5. 歴史文化基本構想策定後10年経過して感じる制度自体が持つ課題や限界
- Q6. 今後の文化財保護改正を踏まえた地域における「文化財の総合的な保存・活用に係る計画」の認定も念頭においた上での国の支援の在り方
- Q7. 地域の指定・未指定文化財をどのように把握して関連文化財群や保存活用区域をつくったかについて
- Q8. 住民・民間・団体等との連携について

5.ヒアリングシート(案)の検討

ヒアリング項目を踏まえ、ヒアリングシート(案)を作成した。

「歴史文化基本構想に係る評価と今後の在り方」ヒアリングシート(案)

Q1. モデル事業への申請の経緯(背景や当時抱えていた課題など)

<背景>

<当時抱えていた課題など>

Q2. 歴史文化基本構想策定後の短期的(2-3年)な効果と長期的(10年)な効果

<短期的な効果(2-3年)> ※構想の実現に向けた計画策定等を含む。

<長期的な効果(10年)> ※構想の実現に向けた計画策定等を含む。

Q3. 他部局との連携

<構想策定時の体制>

<構想策定後の体制の変化> ※審議会や協議会の設置等含む。

<他事業との連携や活用(具体的事例)>

<その他>

Q4. 歴史文化基本構想策定後(これからの計画も)の文化観光やまちづくり、教育、福祉等への展開(観光、歴まち法、日本遺産、収益を生むような仕組み、その他)

<文化観光への展開>

<教育への展開>

<福祉への展開>

<都市計画・まちづくりへの展開>

<その他>

Q5. 歴史文化基本構想策定後 10 年経過して感じる制度自体が持つ課題や限界

＜制度自体が持つ課題や限界＞

Q6. 今後の文化財保護改正を踏まえた地域における「文化財の総合的な保存・活用に係る計画」の認定も念頭においた上での国の支援の在り方

＜国の支援の在り方＞

Q7. 地域の指定・未指定文化財をどのように把握して関連文化財群や保存活用区域をつくったかについて

＜悉皆調査の目的、手法、体制、期間等＞

＜関連文化財群について＞※難しかったこと、工夫したこと

＜保存活用区域について＞※難しかったこと、工夫したこと

Q8. 住民・民間・団体等との連携について

＜連携、関わり方の現状・課題＞

＜必要と考える（行っている）団体等への支援の内容と方法＞

なるべく、バックデータ(数値・事例・具体例の写真)の確保をお願いいたします！

6.ヒアリング結果のまとめ

小浜市・若狭町（福井県）、韮崎市（山梨県）、尾道市（広島県）のインタビュー調査を踏まえ、ヒアリング内容をヒアリングシート（案）に記入した。

ヒアリング内容の記入にあたっては、関連するその他資料の収集と反映に努めた。

記入したヒアリングシートについては、各担当者にメールで送信し、確認を得ている。

①福井県小浜市ヒアリング

日 時：平成 30 年 2 月 8 日（木） 14：00～15：30

場 所：小浜市会議室

出席者：下仲氏、矢野氏（小浜市文化課） 池田、濱本（都市環境研究所）

■小浜市の概要

人口（平成 27 年国勢調査）	29,673 人
面積（km ² ）	233.1 km ²
人口密度（人/km ² ）	127.3 人/km ²
歴史的風致維持向上計画の認定	×
日本遺産の認定	○ 「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群 ～御食国（みけつくに）若狭と鯖街道～」

Q1. モデル事業への申請の経緯（背景や当時抱えていた課題など）

<背景>

●平成 9（1997）年に建設省の事業を一緒に実施したことから旧上中町との連携がはじまる

- 重伝建を目指していた小浜市と熊川宿のある旧上中町を結んで歴史街道の取り組みを進めるため、平成 9 年、建設省と文化庁の「文化財を活かしたモデル地域づくり」の選定を受け、「若狭小浜上中歴史街道計画」を策定したことから旧上中町との連携が始まった。

●平成 19（2007）年に世界遺産の暫定リスト入りに手を挙げたが、カテゴリー II へ

- 平成 17・18 年度の 2 回にわたり世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書を提案したが、平成 19 年度にカテゴリー II に位置づけられ、世界遺産暫定リストには登載されなかった。

●平成 20 年（2008）のモデル事業の募集に対して、若狭町とともに手を挙げることに

- 世界遺産暫定リストに搭載されなかったことを受け、小浜市としては次のステップにどうもっていくかが悩みであった。そうした状況で平成 20 年にモデル事業の募集があり、手を挙げることにした。若狭町も熊川宿を次のステップにもっていきたかったこともあり、連携を図ることとなった。

<当時抱えていた課題など>

●多くの文化財がある中で、何が大事なのか市民に伝わっていなかった

- 小浜市は、重要文化財が多く位置する地方都市であり、何が大事な市民に伝わりにくい状況だった。

- 京都につながる鯖街道が全国的にも知られていたため、行政としては、これを生かしたかった。
- 食をテーマとしているのは小浜市だけであり、民俗文化財は生活に密着して住民にも分かりやすく、誇りに思っているものから始めたかった。

Q2. 歴史文化基本構想策定後の短期的（2-3年）な効果と長期的（10年）な効果

<短期的な効果（2-3年）>

●日本遺産の認定につながった

- 歴史文化基本構想の中に歴史を生かしたまちづくりの基本方針があったため、日本遺産の申請の際にすぐに動くことができた。

●市指定文化財の指定につながった

- 保存食の技術をはじめ、文化財指定の優先順位が上がるものがあった。
- 優先順位の変化を市指定の是非を審議する審議会に説明するにあたって、構想が役立った。
- 実際、保存食の技術を無形文化財に指定することができた。

●市民活動や市民団体との連携が図られ、市民調査が継続した

- 文化財の悉皆調査の時に、市民活動や市民団体を把握していた。
- 平成25（2013）年に市民調査により約600件が調査されていたが、構想策定後も市民活動や市民団体との連携が図られ、調査を継続することができた。

<長期的な効果（10年）>

●「食」というテーマを活かした取り組みが進展

- 歴史文化基本構想の中に食というテーマを生かした取り組みやプログラムを位置づけていた。日本遺産認定を果たしたことで、事業が実現した。

●「食」というテーマを活かした取り組みの担い手発掘につながった

- 悉皆調査の際に調査していた市民活動や市民団体の中に、自然と食に関連する活動団体も含まれていたことが、現在の「食」というテーマを活かした取り組みの担い手の発掘につながっている。

Q3. 他部局との連携

<構想策定時の体制>

●「食のまちづくり課」と連携してきた。

<構想策定後の体制の変化>

●文化財に関連して、機構改革の予定はない

- ・文化課が市長部局に移管する話もあったが、教育委員会のままである。
- ・直近で機構改革の予定はない。

●横断的なワーキンググループの開催

- ・食のまちづくり、日本遺産をテーマとして、若手職員が参加するワーキンググループを行っている。（週1回開催している）
- ・文化課、商工観光課、農林課、食のまちづくり課が密に連携し、様々な取り組みを進めている。

<その他>

●1 職員の貢献

- ・下仲氏は、文化財課で歴史文化基本構想を策定後に、食のまちづくり課→企画部局→観光課→再び文化課というように、必要な部署にその都度移動しプロジェクトの推進力となった。もともと埋蔵文化財の専門家であったが、基本構想の推進を担っている。

●若狭町との連携

- ・会って話すことは少ないが、若狭町とは年に1～2回、会議を行っている。

Q4. 歴史文化基本構想策定後（これからの計画も）の文化観光やまちづくり、教育、福祉等への展開（観光、歴まち法、日本遺産、収益を生むような仕組み、その他）

●（株）まちづくり小浜 おばま観光局の設立と連携

- ・現市長の1期目の公約が（株）まちづくり小浜観光局の設立であった。
- ・（株）まちづくり小浜観光局は、第三セクター（市51%、民間49%出資）として平成22（2010）年4月に設立、現在は道の駅「若狭おばま」の指定管理者となり運営資金を確保し、7～8年は自立的な運営を行っている。商品開発や、市の補助を受けながらイベントを行うこともある。食のツーリズムも行っている。スタッフは、常勤5人、出向1人。平成29（2017）年11月に日本版DMO法人として登録。平成28（2016）年2月には、福井銀行の「ふくい観光活性化ファンド」の第1号として、同ファンドの投融資が実行されている。

<その他>

●観光振興に向けた課題

- ・宿泊のキャパシティが小さく、滞在型観光ができていない。京都から観光客を引っ張ってきたい。そのためには情報発信などが課題である。

- ・海外からの観光客が増加している。台湾や韓国などが多い。農林水産省の「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」を活用して欧米からの観光客にもシフトしたい。
- ・小浜で行われている伝統的な祭りの中には京都の影響を受け、京都では途絶えたが小浜市には残るといったものもあるので、そういったものも今後の観光振興に活かしていきたい。

●ハード整備に向けた課題

- ・当初の予定では、歴史文化基本構想の策定後に、ハード整備を目的に歴史的風致維持向上計画を策定する予定だった。しかし、歴史文化基本構想策定当時、歴史的風致維持向上計画に関わる予算の補助率が下がって、策定する魅力が薄れ、策定に至っていない。
- ・一方、現在、町並みの景観整備などハード整備が進んでいない。日本遺産の登録もあり、地方創生の補助金を活用してきたが、以降どうなるかは見えていない。

Q5. 歴史文化基本構想策定後 10 年経過して感じる制度自体が持つ課題や限界

●歴史文化基本構想と保存活用計画について

- ・モデル事業では構想と計画に分けられたが、分ける必要はなかったと思う。

●保存活用区域について

- ・区域は大まかに設定したもので、現段階において、設定の是非について結論はまだない。無くてもよかったかとも思う。

●日本遺産の制度について

- ・日本遺産の制度ができたことでうまく波に乗ることができた。

Q6. 今後の文化財保護改正を踏まえた地域における「文化財の総合的な保存・活用に係る計画」の認定も念頭においた上での国の支援の在り方

<国の支援の在り方>

●市民活動や市民団体等との連携に向けて

- ・市民活動や市民団体等と連携した活動に対する支援があると良い。

Q7. 地域の指定・未指定文化財をどのように把握して関連文化財群や保存活用区域をつくったかについて

●悉皆調査について

- ・市民調査員（20～30人）が伝統的な祭りや食などを約600件調査し、専門家と取りまとめた。

- ・前述したように、文化財の悉皆調査の時に、市民活動や市民団体を把握したことが後の取り組みにつながってよかった。

●関連文化財群について

- ・「食」のテーマに乗らない文化財を無理に位置づけるようなことはしていない。
- ・「食」をテーマとした日本遺産のストーリーが認められたことで、関連文化財群をそのまま日本遺産にすることができた。

●保存活用区域について

- ・区域の設定は、場所にとらわれない関連文化財群等もあり、苦労した。

●事業について

- ・短期に位置づけた事業は継続事業で予算の位置づけのあるもの、中長期は新規あるいは検討のものを位置づけている。必要なものを全てリストアップしている。
- ・地域が挙げた事業を載せているので、予算が付いた際にプレーヤーになってもらえる。
- ・事業をすべてリストアップしたことで、事業の進捗を確認することができるようになっている。

Q8. 住民・民間・団体等との連携について

●(株)まちづくり小浜観光局と連携について

- ・地域の活動が活発になってきた。(株)まちづくり小浜観光局と連携し、活動に協力している。
- ・市民調査員の主要メンバーは、(株)まちづくり小浜観光局を中心に現在も関わっている。今後の連携が課題である。

●ボランティアガイドの育成について

- ・ボランティアガイドの育て方が課題となっている。今後は、日本遺産で検討していく予定。

②福井県若狭町ヒアリング

日 時：平成 30 年 2 月 9 日（金）9：15～12：00

場 所：若狭町会議室

出席者：永江氏、小島氏（若狭町歴史文化課） 池田、濱本（都市環境研究所）

■若狭町の概要

人口（平成 27 年国勢調査）	15,264 人
面積（km ² ）	178.7 km ²
人口密度（人/km ² ）	85.4 人/km ²
歴史的風致維持向上計画の認定	×
日本遺産の認定	○ 「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群 ～御食国（みけつくに）若狭と鯖街道～」

Q1. モデル事業への申請の経緯（背景や当時抱えていた課題など）

<背景>

●若狭町の誕生

- 平成 17（2005）年 3 月に三方町と上中町が合併。豊かな自然環境の中に、古墳から宿場町まで多様な歴史的資源がある若狭町が誕生。

●豊かな自然環境の保全

- 自然環境の保全については、平成 18（2006）年に若狭町環境宣言を採択、平成 20（2008）年に環境基本条例を制定し、取り組んできた。

●熊川宿の町並み保存

- 重要伝統的建造物群保存地区に選定される熊川宿では、約 20 年前から地元の大学の先生や東京大学西村先生等が町並み保存に関わっている。『若狭熊川宿伝統文化復活継承基本構想（伝統文化活性化マスタープラン/平成 13（2001）年）』、『鯖街道・熊川宿活性化モデル調査（平成 18（2006）年）』、『防災まちづくり計画（平成 20（2008）年）』などの調査・計画づくりを行ってきた。

●小浜市との連携による一体的なまちづくりの基礎

- 旧建設省と文化庁による「文化財を活かしたモデル地域づくり」に旧上中町と小浜市が全国 10 地区の 1 つに選ばれ、『若狭小浜上中歴史街道計画』を策定。若狭町と小浜市が連携し、歴史文化基本構想のモデル事業に取り組んだ背景がこの時にできていた。

●歴史文化基本構想の礎：『若狭町環境・芸術・文化振興ビジョン』

- 平成 20（2008）年、歴史文化基本構想のモデル事業の一年目に、『若狭町環境・芸術・文化振興ビジョン』を策定していた。自然環境保護、景観保全、芸術の推奨、学校教育等の連携、社会教育の活性化、文化財保護の推進を目指したもので、住民、学識経験者、文化教育関係者が策定に関わった。調査では、各集落から文化資源を集め、歴史文化基本構想の基礎となった。
- 『若狭町環境・芸術・文化振興ビジョン』の推進母体として発足したのが「伝統文化保存協会」（平成 20（2008）年設立）である。
- 小浜市と一緒に歴史文化基本構想を策定するきっかけとなったのは、福井県からの声掛けである。小浜市に国からも信頼される職員がいた。



●文化財担当が教育委員会から町長部局へ

- 平成 19（2007）年、教育委員会から町長部局に文化財の担当課が文化財室として移管され、平成 20（2008）年～22（2010）年度にモデル事業に取り組むこととなった。平成 22（2010）年に歴史文化課となり、平成 23（2011）年に歴史文化基本構想を策定した。

<当時抱えていた課題など>

●熊川宿に偏り過ぎない地域振興

- 平成 22（2010）年には全町の集落ごとに「集落計画」を策定している。企画政策課が事務局を担い、住民主体で策定した政策推進中心の計画である。集落の文化遺産や自然遺産、伝統産業などのまとめを行っている。
- 町の財政や人的能力の総体として、熊川宿に予算が付きやすいという実情に対して周辺からのやっかみも一部あり、町全体としての政策推進が求められていた。

Q2. 歴史文化基本構想策定後の短期的（2-3年）な効果と長期的（10年）な効果

<短期的な効果（2-3年）>

●日本遺産申請に役立った

- 日本遺産の取りまとめは福井県が行った。申請は福井県・小浜市・若狭町である。申請にあたって、歴史文化基本構想が役立った。

●文化庁へ補助事業を申請・実施する際によりどころとなった

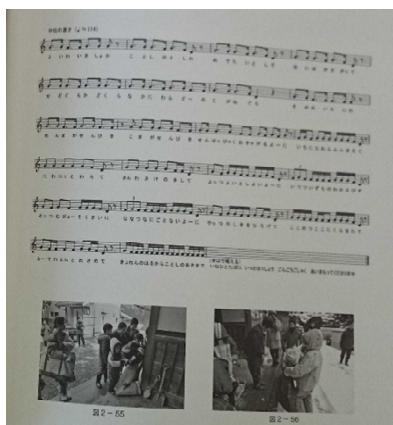
- ・広域に分布し、記録保存が必要な関連文化財群（例えば伝統文化や史跡古墳）の調査にあたって、補助事業を申請・実施する際に活用することができた。

●国の「保存から活用へ」という流れを先取りすることができた

- ・モデル事業のおかげで、国の「保存から活用へ」という流れを先取りすることができた。心構えができた。

●悉皆調査の継続につながった

- ・伝統文化保存協会が、平成 25（2013）年に集落ごとに伝わる古老の知恵や地域に伝えられる祭りなどを調べて、文化庁の助成で「若狭町伝統文化実態調査報告」をまとめている。
- ・祭りの音楽を専門家が楽譜化してくれた。策定委員会の民俗音楽の委員が協力してくれた。



<長期的な効果（10年）>

●文化財の格上げ指定の成果につながっている

- ・関連文化財群として整理したものの中から、文化財の格上げ指定（町指定→県指定、県指定→国指定）などの例が少しずつ出てきている。実際に町指定の文化財が増えた。
- ・指定件数は県内 5 位、約 180 件ある。指定したことで町外にもアピールしやすくなった。

●若狭町を研究のフィールドとする研究者の理解が広がっている

- ・平成 23（2011）年 5 月「三方五湖自然再生会議」が設立された。役所、地域住民が参加して様々な部会が活動している。自発的にスタートして後から研究者が参加するようになった。
- ・若狭町を研究のフィールドとする研究者や研究室が少しずつ増えている。

Q3. 他部局との連携

●庁内体制

- ・歴史文化基本構想の策定時より、歴史文化課は町長部局に属している。

- ・現在、町長部局の歴史文化課、総合戦略課（政策推進室、観光交流室、特産振興室）、および教育委員会部局の教育委員会事務局が共同で歴史文化基本構想に関連した事業を実施している。

[役割分担]

- ・歴史文化課：歴史文化基本構想運用主体
- ・総合戦略課政策推進室：まちづくり
- ・ // 観光交流室：観光
- ・ // 特産推進室：食関連の伝統産業との連携
- ・ // 教育委員会事務局：学校教育

※若狭町は、まちづくりと文化財が切り離せないまちである。

●専門家との連携

- ・長く若狭町を研究のフィールドにする、関わってくれている学識経験者を委員に登用した。
- ・県の審議会からも委員に登用した。（民俗音楽の委員）
- ・熊川宿の重伝建の審議会に残った委員がいる。

<その他>

●福井県庁内における調整（日本遺産の申請に関して）

- ・福井県の中で、日本遺産のとりまとめをどこが行うかで、知事部局の観光営業部文化振興課と教育委員会の生涯学習・文化財課との間で綱引きがあった。結局は前者が行っている。

Q4. 歴史文化基本構想策定後（これからの計画も）の文化観光やまちづくり、教育、福祉等への展開（観光、歴まち法、日本遺産、収益を生むような仕組み、その他）

●観光面での取り組み

- ・平成27（2015）～29（2017）年度に「小浜市若狭町日本遺産活用推進協議会」で事業を実施した。
- ・協議会は、福井県・小浜市・若狭町の3者が事務局を担っている。（※実質的には小浜市が事務を掌握している。）
- ・若狭町では、歴史文化課と、総合戦略課の政策推進室・観光交流室が連携し、事業に取り組んでいる。基本的に官主導である。協議会メンバーに商工会や観光協会等が入っているが、それぞれが主催事業を関連させて実施することができなかつたので、官民連携の横断的な取り組みとならなかつた。

※観光協会は、第二種旅行業の登録をして、独自に台湾人などを対象に日本遺産ツアーを行っている。

<その他>

●教育や福祉への展開が乏しい

- ・若狭町歴史環境講座で関連するテーマ（三方五湖・熊川宿）の中学生向け講演会や小島氏が学校への出前講座を行っているが、それ以上のことはあまりできていない。

●歴まち事業の導入に向けた検討

- ・本町には、歴史的な食に関わる重要な構成文化財として、小浜市と若狭町の両市町にとり、「御食国」の基底としての膳臣（かしわでのおみ）の史跡である古墳と、「鯖街道」の中継拠点としての伝統的建造物群の熊川宿が存在している。これらを核として、歴史的風致維持向上計画について事務局で着手しているが、まだ完了には至っていない。

●追いつかない体制の確保

- ・本町では、様々な文化財について保存活用の動きがある。しかし、それをこなせるだけの人員の配置、体制の構築が間に合っていない。

Q5. 歴史文化基本構想策定後 10 年経過して感じる制度自体が持つ課題や限界

●構想策定に対する優遇性が無い

- ・国に認められた歴史文化基本構想を策定したが、国庫補助事業に有機的に取り入れられているわけではない。歴史文化基本構想を策定しても事業的なメリットがない。事業がないと進まない。

●日本遺産を活用した取り組みの限界

- ・日本遺産の認定は第 1 号だったのでPRにはなったが、日本遺産としての補助事業は 3 年で終了し、事業 2、3 年目には他自治体との完全な横並びとなった。日本遺産認定に伴う補助事業が地域の個性を活かした取り組みを推進する自治体に重点的に支援を行う制度設計になっていない。
- ・なお、日本遺産の補助でサイン設置するには上限が 10 万円とされていて、IC に熊川宿や三方五湖のサインを設置したかったが予算が足りず断念した。

●歴史文化基本構想の策定に対する地元内での認知度の低さ

- ・歴史文化基本構想が、町民や庁内において、広く認知されているわけではない。町民の関心は低い。行政内でも構想があることに対して財政的に優遇されたことはない。

●省庁を横断した補助事業制度に結びついていない

- ・歴まち法のように、今後、国土交通省や観光庁等といった他省庁との連携事業が創設されれば、「文化財を活かした観光」等といった新たな文脈が展開される可能性がある。（補助事業額も大きくなることも期待される。）

- 歴史文化基本構想の策定に対して、国としてそういった考え方に至らなければ、文化財の小さな枠組みの中での運用に終始するのではないか。
- 現状のままでは、文化財に携わる職員が、手元に置いて、現在の仕事が構想・計画のどの段階にあるのかを確認するための参考書的な役割が限界である。

●保存が軽んじる傾向が生まれぬか懸念される

- 活用だけが先んじて声高に叫ばれることになり、保存あってこそという原則が忘れられ、むしろ保存を軽んずる傾向が生まれていないか懸念される。（お金を生まない事業が採択されない等。）

Q6. 今後の文化財保護改正を踏まえた地域における「文化財の総合的な保存・活用に係る計画」の認定も念頭においた上での国の支援の在り方

●文化庁が担うべき「保存」面での支援の充実を

- 近年の国による「活用重視」の方向性は、自治体のトップにも及んでいる。
- 「活用」方面の財源は、他省庁補助事業や企業協賛からも望めるものであり、あえて文化庁が主導する性質ではないと考える。
- 地方自治体の一般財源が縮減する中、年々「保存」方面に向ける財源が削られている。「保存」の財源を外部から確保するのは困難になっている。
- 文化庁補助事業は他省庁・他団体ではできない「保存」を主体とし、従来の補助率の定率にとらわれない支援をお願いしたい。
- 地方自治体が、「保存」よりも「活用」を優先するあまり、ギリギリまで「活用」に財源を割き、将来的な「保存」にまで手が回らなくなる事態が既に始まっている。

●研究者への情報拡散に繋がる取り組みの推進を

- 若狭町は、京都に近く、様々な分野の専門家の研究のフィールドになってきた。各大学・調査機関に研究成果を提供するシステムがあれば、フィールドを探している研究者に役立ち、もって資源の保存につながる。最初に誰かが入るとそこから分野が広がっていく。情報を拡散できる仕組みがあると良い。

●研究成果を地元に戻す取り組みの推進を

- 研究成果を地域に戻すことも重要である。

●広域的なネットワーク構築に向けた取り組みの支援を

- 自治体が合併で広域化しているので、子ども達が地域の文化財を巡るバスツアー等にあって、チャーター代を補助するといった支援もあるといい。

●補助事業を得る際に新たな協議会の設立が必要なことが足枷に

- 平成 30（2018）年度以降、小浜市が単独で新たに別の組織を立ち上げ文化庁の補助事業を実施予定であるが、補助事業を受けるために新たな協議会等の設置を求められることは、地方では難しいし、継続性が図れない。

●伝統文化の継承に取り組む各種団体の調査への支援を

- 町内で活躍する各種団体がどのようなことをしているかは分からないことも多い。そういった団体活動の調査に対する支援があるといい。

Q7. 地域の指定・未指定文化財をどのように把握して関連文化財群や保存活用区域をつくったかについて

●指定文化財の把握

- 旧三方町、旧上中町の文化財を掲載した冊子・図録等を参照した。

●未指定文化財の把握

- 未指定文化財については、小浜市教育委員会・若狭町教育委員会の両職員が打ち合わせの際、それぞれ持ち寄ってリスト化を進めていった。
- 未指定文化財のうち、従来の文化財の枠外のもの（人物顕彰、自然遺産、食に関わる風俗など）をできる限り網羅した。

●理念の共有

- 未指定文化財の把握にかなりの時間・会合を費やした。そうした中で、歴史文化基本構想の文脈（御食国若狭の継承、そして発展-若狭の文化、食にあり-）に合致するものは広範囲で、歴史的に長期にわたり、最終的に「多種多様であること自体が、地域的な個性である」という結論に至った。

●関連文化財群の設定

- 歴史文化基本構想の文脈を踏まえ、5つの関連文化財群を設定した。基本的に時代区分に沿っているが、中には、民俗関係をはじめ、原初が不明で現代までつながっているものであっても、学芸職員の知見を積極的に活用し、関連文化財群の中に位置づけた。
- なお、歴史文化基本構想は、特定のテーマが強すぎるため取りこぼされる文化財がある。テーマの設定は地域の魅力をクローズアップするには必要であり、しかたない部分もあると考える。取りこぼされた分はリストでフォローしている。

●保存活用区域の設定

- 小浜市・若狭町と2つの自治体（旧町単位では3つの自治体）なので境界を跨ぐものがほとんどであり、町並みや寺社が集中する地区を除くと、地理的な範囲設定が難しいものもあった。

- 他方、歴史文化基本構想のテーマが、鯖街道と関連性が深く、人が移動する道として考えたときは、広域に及ぶ。民俗文化財も同様に範囲が絞りにくかった。
- 同じテーマの文化財が飛地で点在する場合もあり、飛地的な保存活用区域となっている部分もある。
- 区域の設定は難しかった。大まかにしか括れなかった。

Q8. 住民・民間・団体等との連携について

●住民・民間・団体等との連携は、歴史文化基本構想策定以前からあった（※歴史文化基本構想参照）

- 若狭町では、「若狭町偉人顕彰会」と連携し、膳臣、松木庄左衛門、佐久間勉の顕彰事業に取り組んできたところである。

●伝統文化保存協会の設立と活躍

- 「若狭町環境・芸術・文化振興ビジョン」の推進母体として、平成 20（2008）年に設立された。設立当時、福井県教育監を務めた方が文化政策アドバイザーとしての役割を担っており、設立にあたって尽力された。文化政策アドバイザーは、もともと美術の先生であり、設立の旗振り役が地元からでてきたことが設立に至った主な要因の一つである。県知事などとのコネクションもあり活動の実現化に尽力してくれた。伝統文化保存協会初代会長は、旧三方町長から若狭町長になった方である。
- 協会では、各戸から最低 100 円の募金を集めている。（※平成 28 年 12 月現在 4570 戸、賛同金 441,469 円）
- 「伝統文化講演会」、「伝統文化保存継承事業」、「伝統文化調査事業」、「情報発信事業：ホームページ作成」、「伝統文化のつどいの開催」、「若伝協だよりの発行」等を行っている。
- 「伝統文化保存継承事業」は、町内の伝統文化の保存継承並びに後継者の育成活動等を実施する団体に対して、協会より補助金を交付するものである。対象経費の 1/2 以内の額（10 万円を限度）
- 「若伝協だより」は、年 1 回発行され、会計決算書をオープンにしている。（※第 7 号が平成 29 年 6 月に発行されている。）

●大学との連携

- 熊川宿で開催される「熊川いっぴく時代村」では、学生 50～100 人が参加してくれた。

●熊川宿での取り組み

- 熊川宿では、住民活動が活発であり、「若狭熊川宿まちづくり特別委員会」、「熊川宿伝統芸能保存会」、「熊川いっぴく時代村実行委員会」、「熊川宿町並み保存伝統技術研究会」、「熊川宿おもてなしの会」が設立されている。空き家に関する部会もあり、空き家バンクやシェアオフィス等の推進に取り組んでいる。

<今後の課題>

●古墳の保存活用について

- 人家が近くにない古墳については、広域的には把握しているものの、地元住民の関心が低い。

●高齢化への対応

- 官民協働で文化財の保存活用に取り組んできた人々が高齢化し、徐々に関わらない層・無関心な層が増えている印象がある。世代交代ができていない。次世代への継承が課題である。

●現状における満足度の打開

- 住民アンケートでは、歴史文化政策に対する満足度は極めて高い。しかし、現状に満足しているとも捉えられる。更なる展開が課題である。

●市民活動の育成

- 小規模な自治体ということもあり、民間団体の規模・戸数が小さいことも課題である。

③山梨県韮崎市

日 時：平成 30 年 2 月 23 日（金） 9：30～12：00

場 所：韮崎市文化財課会議室

出席者：関間氏（教育課文化財担当） 池田、濱本（都市環境研究所）

■若狭町の概要

人口（平成 27 年国勢調査）	30,672 人
面積（km ² ）	143.7 km ²
人口密度（人/km ² ）	213.4 人/km ²
歴史的風致維持向上計画の認定	×
日本遺産の認定	×

Q1. モデル事業への申請の経緯（背景や当時抱えていた課題など）

<背景>

●「武田の里」として知られる「神山地域」のまちづくりに取り組みたかった

- ・「武田の里」として、「神山地域」のまちづくりに取り組みたかったが、市民の文化財への理解も乏しくなかなか進まない状況で、その契機とするためモデル事業に応募した。
- ・全額補助ということも応募しやすかった。
- ・神山地域とは、武田八幡宮（国指定重要文化財）や白山城跡（国指定史跡）等が位置し、韮崎市の歴史文化の重層性を色濃く残す地区である。市としては、当時、ハード的な資源はあるが、まちづくりの動き（ソフト的な取り組み）が無いことが課題となっていた。
- ・構想の策定に着手した段階では、あくまでも神山地域の計画ということで、市全体を対象とする考えはなかった。対して、文化庁に市全体の構想としてほしいという指導があり、2 年目以降にコンサルタントも入れて本格的に作業を進めた。

●今までとは違う「活用」が打ち出せると思った

- ・行政の中で文化財に対する理解が進まなかった。
- ・教育委員会として文化財を「活用」してきたが、市長部局の「活用」との違いがあった。
- ・担当レベルでは、今までとは違う「活用」を出したいと思っていた。

<当時抱えていた課題など>

●市長部局との連携ができていなかった

- ・文化財行政の考えを示す計画等が無かったので、市長部局に何がしたいのか理解されなかった。景観計画をはじめ、市長部局で取り組まれる計画策定等に文化財担当が呼ばれることはほとんどなかった。

Q2. 歴史文化基本構想策定後の短期的（2-3年）な効果と長期的（10年）な効果

<短期的な効果（2-3年）>

●計画策定にあたって「歴史再発見ウォーク」の継続を位置づけることができた

- 文化財担当として、いきなり大きなことを進めるのではなく、小さなことを積み上げていった方が歴史文化を活かしたまちづくりに効果的と考えてきた。そうした考えの下、これまで継続して取り組んできた「歴史再発見ウォーク」等の事業を歴史文化基本構想の中に位置づけることができた。
- 「歴史再発見ウォーク」は、テーマをもって歩くふるさと再発見ウォークであり、開催すると約30人（半分がリピーター）が参加するイベントであり、10数年続けてきた事業である。

●新たな登録につながった

- 構想策定以降、「七里岩」の一部が新たに国の登録記念物に登録された。

<長期的な効果（10年）>

●文化財に対する理解が深まってきた

- 庁内の意識も少しずつ変わってきたと感じる。例えば、公共事業の工事中に埋蔵文化財が見つかった場合に、工期に発掘調査のスケジュールが組み込まれるようになった。
- 商工観光課が事務局を担っている「まちなか活性化会議」があり、葦崎宿を中心とした商店街活性化のための会議であり、文化財担当として呼ばれるようになった。
- ユネスコのエコパークに登録された南アルプスの会議に呼ばれ、話す機会が得られた。

Q3. 他部局との連携

<構想策定時の体制>

●庁内ワーキンググループの設置

- 構想策定にあたって、庁内の各部署（企画財政、環境、建設、都市計画、農林、観光、生涯学習等）のリーダーを中心としたワーキンググループを立ち上げ、協議を行った。市長部局にも参加してもらった。

<構想策定後の体制の変化>

●庁内ワーキンググループの継続への期待

- 構想策定以後、ワーキンググループは開かれていない。今後は「神山地域」にある「葦崎大村美術館」に関連して今後動きがあると思っている。

●職員との関係性の深化

- 教育委員会が関わっていない会議等に呼ばれる機会が増えており、少しずつ動いている印象がある。

Q4. 歴史文化基本構想策定後（これからの計画も）の文化観光やまちづくり、教育、福祉等への展開（観光、歴まち法、日本遺産、収益を生むような仕組み、その他）

●観光面の展開

- 日本遺産については、山梨県が主導で動いている。武田の里で提案していたが見送られた。今は、縄文土器について検討していたが、新潟に火炎土器あるので黒曜石で再検討しているようだ。

●景観計画との関係

- 歴史文化基本構想後に、景観計画を策定している。市長部局の姿勢として開発優先で規制強化を望まなかった背景もあり、県レベルと同等の規制内容に留まっている。歴史文化基本構想との関連性は薄い。基本構想の理念等が反映されているとは言い難い。

Q5. 歴史文化基本構想策定後 10 年経過して感じる制度自体が持つ課題や限界

●歴史文化基本構想は文化財行政の考えを伝える武器としてあるべき

- 歴史文化基本構想をとりまとめたことで、文化財担当として庁内で戦うための武器ができたのが良かった。あるべき姿をすぐに伝えることができる。
- ただし、絵に描いた餅で終わってしまうかどうか岐路になる。理念が大切なのか、そこから先が重要なのかは自治体によって違うのではないか。

●地方行政における縦割りの限界

- 霞が関の縦割りと庁内の縦割りは必ずしも一致しないので、体制が整わず文化庁の意図する事業を行うことができない時もある。
- 都市計画課と組むことも検討されるが、あまりメリットがないかも。企画と組むことが大きなメリットかもしれない。

●神山地域のまちづくりの停滞

- 神山地域では資源の発掘までは良かった。担当としてはウォークマップなどソフトの展開を考えていたが、地域住民がハード整備の要望を出す場となってしまう、現在はその意識が覚めるまで少し距離を置いている。

Q6. 今後の文化財保護改正を踏まえた地域における「文化財の総合的な保存・活用に係る計画」の認定も念頭においた上での国の支援の在り方

●構想策定の次につながる支援が必要

- モデル事業は全額補助だったので取り組むことができた。歴史文化基本構想だけ策定するというのは、メリットはないのではないか。構想の先のイメージが必要だと思う。

●データベースの構築や定期的な悉皆調査への支援

- データベースも取り組みたかったができていないので、あれば良いと思う。
- 定期的に悉皆調査への支援が得られることはいいと思う。但し、ボリュームの大きな調査が前提になると職員の業務量や財政負担があるので、やり方は選べるようにできるとよい。

●人員の配置については課題

- 交付金の専門人材の配置については、職員が慣れたところに期限がきてしまい、せっかく積み上げたものが無駄になってしまうので現実的ではない。
- 文化財担当として、市内の資源を自分なりに把握できるようになるには4～5年はかかる。
- 持続可能な人員配置の支援策が求められる。

Q7. 地域の指定・未指定文化財をどのように把握して関連文化財群や保存活用区域をつくったかについて

●悉皆調査について

- 神山地域の調査については、市民を巻き込んだ調査を行った。
- 市全体の部分では市民は参加していない。文化財の既往調査の蓄積を活用したものである。
- なお、山梨大学の先生にも一部調査を依頼した。調査成果の地元説明会等も開催してもらっている。
- 策定当時、策定委員会の委員より、市全域を調査して、その保存活用に市は対応できるのか？神山地域からやればいいのか？との意見もあった。

●関連文化財群について

- テーマをもって地域を巡る「歴史再発見ウォーク」に取り組んできたこともあり、関連文化財群のとりまとめは苦労しなかった。
- 関連文化財群の定義さえ理解されれば、これまでやってきたことなので簡単にできると感じた。文化財課に所属していればみんな頭の中に歴史資源のまとめはできているはず。

- 歴史文化基本構想の関連文化財群は、全ての文化財を網羅できない、取捨選択をしている。保護する優先順位の低いものをどのようにストーリーで捨っていくかに悩んだ。